

水産物部買出入駐車場車両入場証交付申請書

令和 年 月 日

横浜市中央卸売市本場 本場長宛

※太枠内の項目を全てご記入下さい

商号（法人場合は法人名）						
所在地		(〒 -)				
申請者氏名（代表者）		(ふりがな：)				
電話番号		(固定)	(携帯)			
E-mail						
申請種別		1 新規	2 車両入替	3 紛失・破損	4 更新	5 その他()
		※車両入替は、入替する入場証の右上に記載の入場証No. をご記入下さい→ (①) (②) (③))				
業種		1 小売業者	2 スーパー	3 飲食業者	4 搬入・搬出	5 その他()
取引先の店名 ※初めて入場される場合は、 利用予定の事業者名をご記入下さい。			水産仲卸業者		関連事業者	
横浜市場直送店登録制度への登録			1 有	2 無	3 知らない	
対象車両	自動車登録番号標等(プレートナンバー) ※必要な台数を記入してください（欄が足りない場合はリストを添付して下さい）				入場証No. (事務局使用欄のため記入不要)	
	例)	横浜 100	お	12-34		
	1					
	2					
	3					

【添付書類】営業許可証（写）（魚介類販売業許可証、運送業許可証なども可）

※営業許可証等の提出ができない場合は、法人登記簿（写）を添付してください。

※添付書類がない場合は、入場証を発行できません。

注意事項 1 車両が変更になりましたら入場証は無効となります。速やかに変更（車両入替）の手続きを行って下さい。

2 有効期限が過ぎた入場証は無効となります。

3 下記、制約事項を順守して下さい。違反した場合は市場への入場を規制します。

誓約事項 水産物部買出入駐車場車両入場証の交付申請にあたり、横浜市中央卸売市場条例及び同施行規則を順守するとともに、下記の事項について誓約します。

1 上記申請書の記載事項に虚偽はありません。

2 市場内秩序の維持に努めます。

3 入場証の不正使用はいたしません。

4 市場内にゴミ等を不法に投棄いたしません。

その他 入場証発行時に、「横浜市場直送店登録制度」について、ご案内させていただく場合があります。

【個人情報の取扱いについて】

お申込みいただきました個人情報（ご氏名、ご連絡先などの入力いただいた全項目）は、車両入場証の発行等、市場の管理運営のために、横浜市経済局中央卸売市場本場で取り扱います。無断でその他の第三者に提供することはございません。

連絡先 459-3323（本場運営調整課）